

包括的なデータ戦略における トラスト基盤の構築

2021年7月13日

慶應義塾大学
手塚 悟

目次

1. **トラストサービスの概要**
2. 我が国のトラストサービスの状況
3. トラストサービスのあるべき姿
4. トラストサービスの国際相互連携
5. まとめ

1. トラストサービスの概要

● トラストサービスの意義

- Society5.0の中核となるデータ駆動型社会(Data-driven society)やデジタルトランス・フォーメーション(DX)では、**良質、最新、正確かつ豊富なリアルデータが価値の源泉**となり、経済社会活動を支える最も重要な糧となることが見込まれる。これは、とりもなおさず、経済社会を支える中核的な要素としてのデータの重要性が飛躍的に増大することを意味する。
- このような様々な可能性を秘めるデータ駆動型社会においては、そのバックボーンとなる**データの真正性やデータ流通基盤の信頼性を確保**することが極めて大切となる。そのためには、**インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み(トラストサービス)の実現**に向けて、包括的な検討を加えることが必要となってくる。
- EUでは、デジタル・シングル・マーケットを創設するために、その基盤を支える**包括的なトラストサービスの法制化**が進められており、このような国際的な動向も見据えながら、我が国におけるトラストサービスの在り方を検討することが必要である。

1. トラストサービスの概要

● トラストサービスの機能

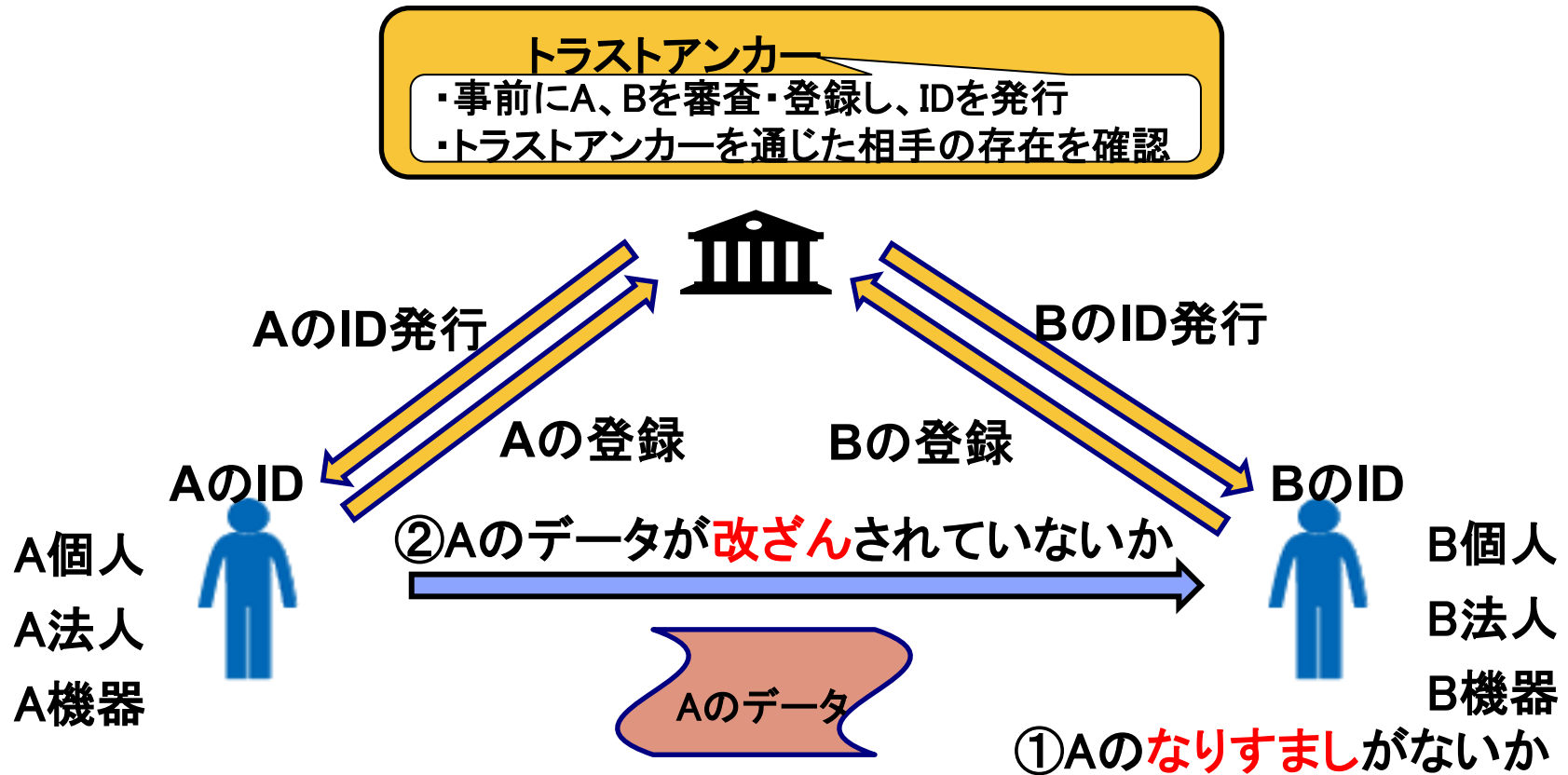
- ① 電子データを作成した本人として、ヒトの正当性を確認できる仕組み
→ 電子署名(個人名の電子証明書)
- ② 電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に当該データが改ざんされていないことを証明する仕組み
→ タイムスタンプ
- ③ 電子データを発行した組織として、組織の正当性を確認できる仕組み
→ eシール*(組織名の電子証明書)
- ④ ウェブサイトが正当な企業等により開設されたものであるか確認する仕組み
→ ウェブサイト認証
- ⑤ IoT 時代における各種センサーから送信されるデータのなりすまし防止等のためモノの正当性を確認できる仕組み
→ モノの正当性の認証
- ⑥ 送信・受信の正当性や送受信されるデータの完全性の確保を実現する仕組み
→ eデリバリー

* 我が国において、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降、当該文書が改ざんされていないことを確認可能とする仕組みであって、電子文書の発信元が個人ではなく組織であるものを「eシール」と呼ぶことが一般的かは定かではないが、便宜上、EUにおける呼称である「eシール」を用いることとする。

1. トラストサービスの概要

● トラストアンカーの役割

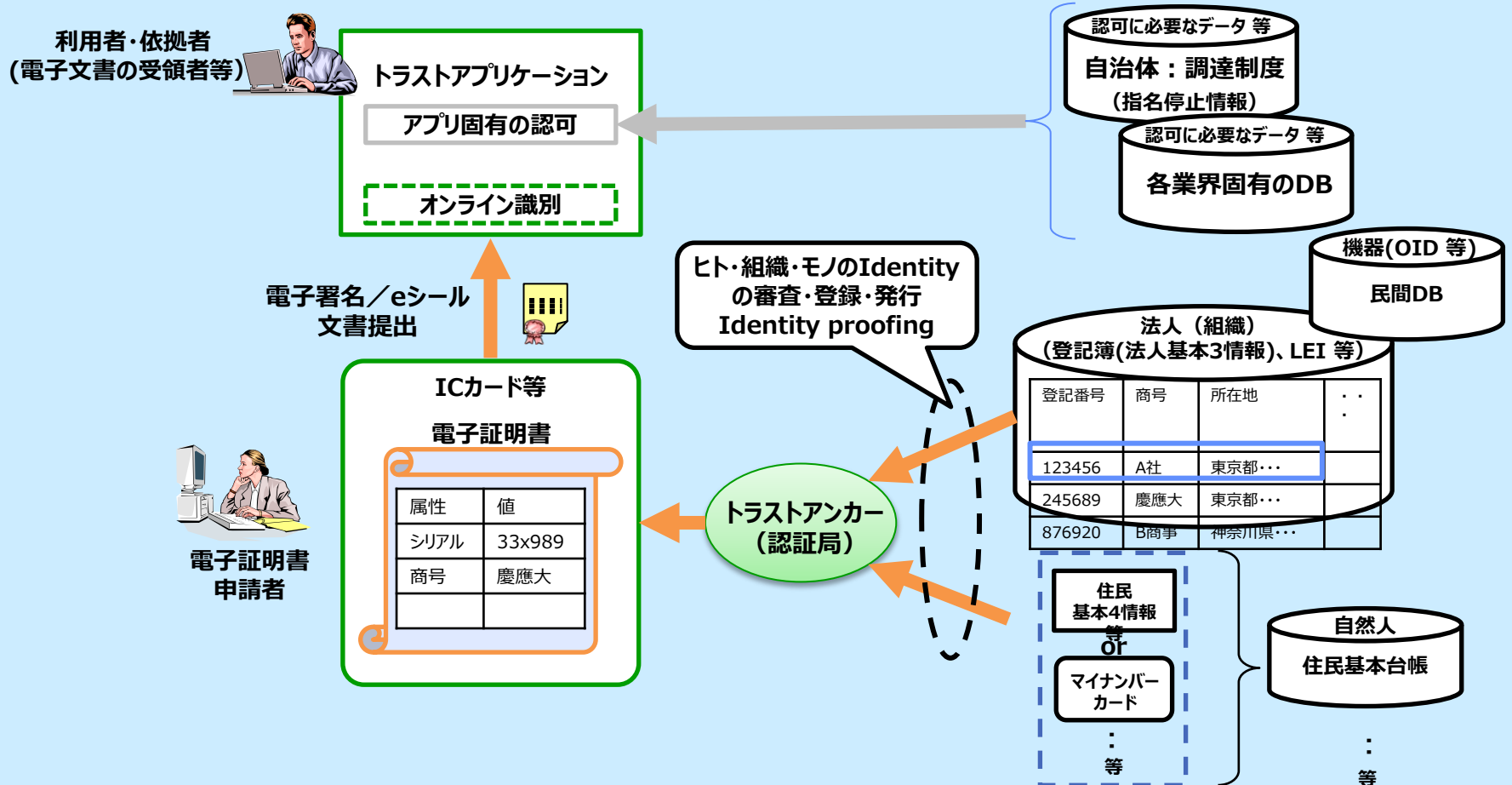
- IDの審査・登録・発行方法
- IDの格納・管理方法
- IDの連携方法



1. トラストサービスの概要

1. トラストアンカーとは、デジタルデータの信頼性を確認するための「信頼の基点」である。
2. 信頼の基点となるトラストサービスが確認したヒト・組織・モノから発出されるデータは、真正性が保証される。
3. ベース・レジストリとの関係を実証する機能であり、運用基準の一部として示される。

トラストアンカーの概要

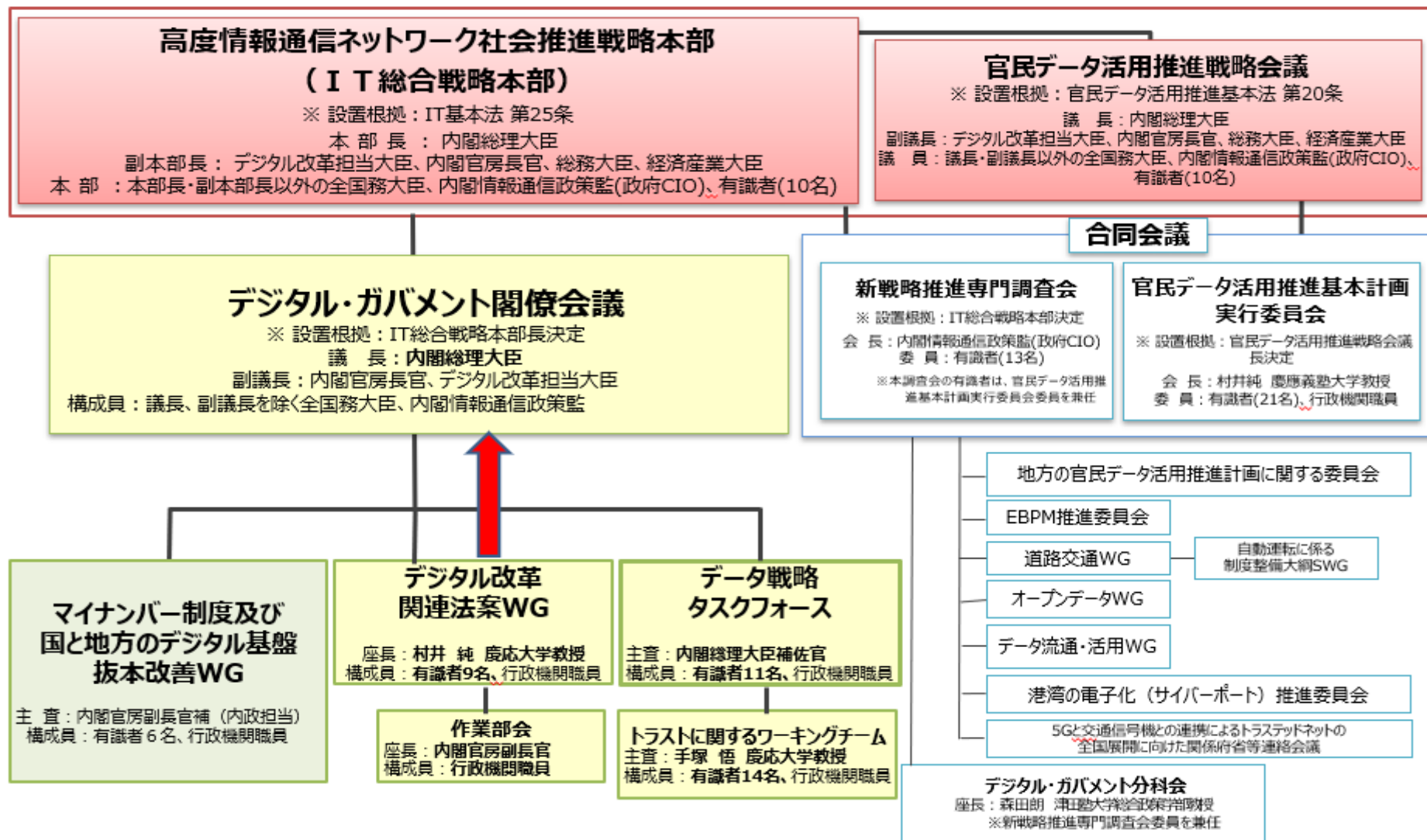


目次

1. トラストサービスの概要
2. 我が国のトラストサービスの状況
3. トラストサービスのあるべき姿
4. トラストサービスの国際相互連携
5. まとめ

2. 我が国のトラストサービスの状況

●デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制



2. 我が国のトラストサービスの状況

■本年5月12日に成立したデジタル改革関連法の附帯決議に、トラストサービスに関する事項が盛り込まれた。

【参議院内閣委員会附帯決議】

四-15 押印手続の見直し等に伴い普及しつつある電子署名等のトラストサービスについて、その信頼性の確保が重要であることに鑑み、デジタル庁を司令塔として、国際的な相互運用性を踏まえつつ、信頼性を評価するための基準の策定及び評価に関する包括的な仕組みの構築に取り組むこと。

2. 我が国のトラストサービスの状況

- デジタル・ガバメント閣僚会議のデータ戦略タスクフォースにおいて、本年4月にトラストに関するワーキングチームが設置され、計3回開催された。
- 5月26日開催のデータ戦略タスクフォースの「包括的なデータ戦略（案）」に盛り込まれた。
- 6月18日「包括的なデータ戦略」が、閣議決定された。

【トラストに関するワーキングチーム 構成員】

(主査)	手塚 悟	慶應義塾大学環境情報学部 教授 兼 デジタルトラスト協議会 代表
	伊地知 理	一般社団法人日本データ通信協会
	太田 大州	デジタルトラスト協議会
	小川 博久	日本トラストテクノロジー協議会 兼 株式会社三菱総合研究所
	小木曾 稔	一般社団法人新経済連盟
	柴田 孝一	トラストサービス推進フォーラム
	袖山 喜久造	SKJ総合税理士事務所
	高橋 秀	株式会社三菱UFJ銀行
	西山 晃	電子認証局会議
	濱口 総志	慶應義塾大学 SFC研究所
	満塩 尚史	内閣官房 政府CIO補佐官
	宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所
	山内 徹	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 兼 株式会社日本総合研究所

2. 我が国のトラストサービスの状況

● デジタルトラスト協議会の活動状況

◆ 活動目的

- ✓ デジタルトランスフォーメーション（DFFT）・Society5.0に伴う「デジタルトラスト」の普及促進
＝TRUST by Designの定着促進
- ✓ 民間企業を中心にユーザ視点でのデジタルトラストの社会実装（TaaS）・課題整理・政府省庁への提言

◆ 代表 慶應義塾大学 手塚 悟 環境情報学部教授

● 関連省庁

- 内閣府
- 総務省
- 経済産業省
- 金融庁
- 国税庁
- 一般社団法人 日本経済団体連合会

● 会員（幹事会社）

- セイコーソリューションズ株式会社
- セコムトラストシステムズ株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日本電気株式会社
- 株式会社 日立製作所
- 富士通株式会社
- みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 三菱UFJ銀行

● 特別会員

- 宮内 宏 弁護士／宮内・水町IT法律事務所
- 袖山 喜久造 税理士／SKJ総合税理士事務所
- 荒川 大
- 一般社団法人 新経済連盟（JANE）
- トラストサービス推進フォーラム（TSF）
- 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
- 一般財団法人 日本データ通信協会
- 日本公認会計士協会

正会員（エネルギー、商社、金融・保険等）30団体
※2021年6月時点

2. 我が国のトラストサービスの状況

● トラストに関するワーキングチームの開催状況

1. 第1回開催 令和3年4月8日（木） 13：00～15：00
 - (1) データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ概要の説明及びデータのトラストの枠組み検討の方向性について
 - (2) 構成員、有識者、関係省庁からのプレゼンテーション
 - ・ 電子署名及び認証業務に関する法律の概要（山内構成員）
 - ・ タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ（総務省 サイバーセキュリティ統括官室 高村参事官）
 - ・ 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ（案）（総務省 サイバーセキュリティ統括官室 高村参事官）
 - ・ eIDASの概要と関連技術体系（濱口構成員）
 - ・ UNCITRALにおけるIdentity Management及びTrust Servicesに関する検討（学習院大学法学部 小出教授）
 - (3) 自由討議
 - (4) トラストの枠組み検討に向けた論点整理
 - (5) 自由討議
2. 第2回開催 令和3年4月21日（水） 10：00～12：00
 - (1) トラストサービス認定の現状について
 - ・ 電子認証局について（電子認証局会議 小田嶋様）
 - ・ 認定タイムスタンプ局について（柴田構成員）
 - (2) 発行元証明の必要性について
 - ・ 発行元証明の必要性について（株式会社三菱UFJ銀行 中武様）
 - (3) データのトラストの枠組み検討の各論点に対する検討の方向性について
 - (4) 自由討議
3. 第3回開催 令和3年5月18日（水） 14：00～16：00
 - (1) 構成員からのプレゼンテーション
 - ・ トラスト基盤の法制度と法的効果（宮内構成員）
 - ・ トラストサービスの国際相互運用について（西山構成員）
 - (2) トラストの枠組みに関するとりまとめ（案）
 - (3) 自由討議

2. 我が国のトラストサービスの状況

- 令和3年6月18日、データ戦略タスクフォースの「包括的データ戦略」を、閣議決定

別紙

包括的データ戦略

令和3年(2021年)6月18日

目次

I 総論	1
1. 背景	1
(1) データ戦略の必要性	1
(2) 世界のデータ戦略	1
(3) 日本の遅れ	5
2. データ戦略の基本的な考え方	5
(1) 目指すもの	5
(2) 実装についての基本的な考え方	7
(3) 日本全体が参照すべきアーキテクチャ	9
(4) データ戦略実装の司令塔となるデジタル庁の役割	12
II 各論	14
1. トラスト(=第5層:ルール分野の重点項目)	14
(1) トラストの概念とその必要性	14
(2) 諸外国の動向	16
(3) 我が国のトラストサービスの現状	16
(4) 論点と課題	17
2. プラットフォーム(=第3層/4層:データ連携基盤と利活用環境の重点項目)	20
(1) プラットフォーム整備の重要性と現状	20
(2) プラットフォーム検討の共通手順	23
(3) プラットフォームにおけるデータの取扱い一般に関する共通ルール/データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール	24
(4) データ流通を容易にするためのツール開発	27
(5) DATA-EXによる分野間連携と外部組織との連携	28
(6) 重点的に取り組むべき分野におけるプラットフォームの構築	29
3. データ取引市場とPDS・情報銀行(=第4層:利活用環境の重点項目)	33
(1) 必要性	33
(2) 世界の動向	33
(3) データ取引市場のコンセプト	34
(4) プラットフォームに対するPDS・情報銀行の社会実装	35
(5) 今後の取組	35
4. 基盤となるデータの整備(=第2層:データ整備の重点項目)	36
(1) 現状と課題	36
(2) ID/カタログサイト/コードの整備	37
(3) ベース・レジストリ整備の推進	37

2. 我が国のトラストサービスの状況

●トラストの基盤の構築

トラスト基盤の構築

- 電子署名法や公的個人認証法など個別の制度構築がなされているが、データ社会全体を支える包括的なトラスト基盤が必要
- 意思表示の証明、発行元証明、存在証明等のトラストサービスに共通する水平横断的な一般原則と共通要件を整理し、認定スキームを創設することが必要
- その際、国際的な同等性などを配慮した国際相互承認を念頭に置いて検討する。

トラスト基盤の構築における主要な論点

①認定スキームの創設

- ・意思表示の証明、発行元証明、存在証明等に関するトラストサービスについて、適合性評価機関が一定の基準に基づき評価し、クオリファイドサービスとして認定するスキームを創設
- ・適合性評価機関は、国又は民間主導の認定機関が認定

②トラスト基盤の創設

- ・国又は民間主導の認定機関及び適合性評価機関の役割の明確化及びトラストサービス事業者に対する認定・監督等の一般原則と共通要件を検討

③認定の効果

- ・クオリファイドサービスの認定の効果、特定サービスの効果を、官民間の公的手続きにおける許容性や民間間の書類やデータの流通性等のニーズを把握した上で検討

④認定基準

- ・トラストサービスの共通要件・個別要件、特定サービスの基準、クオリファイドサービスの認定基準を体系化することが必要(設備基準、技術基準、運用基準等)
- ・適合性評価機関の指定(認定)基準について、国際的な動向を踏まえることが必要

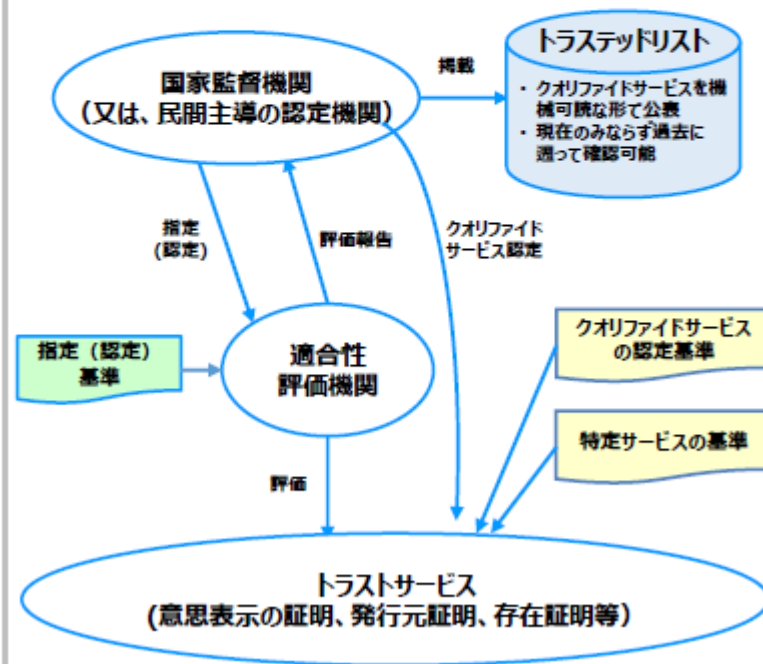
⑤クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表

- ・認定を受けたクオリファイドサービスを、トラストアンカー機能を有するものとして機械可読な形で公表し、利用者が自動的に検証できるようにすることが必要

⑥国際的な相互承認

- ・国際的な相互承認を得るためには、技術基準の整合性や監督・適合性評価のレベル、国内制度の整合性を確認することが必要

【認定スキームの想定イメージ】



2. 我が国のトラストサービスの状況

●包括的データ戦略の概要

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ		包括的データ戦略 検討項目	
人材・セキュリティ	戦略・政策	第一次取りまとめ	データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)
	組織 { 行政 民間 }	データ戦略の理念と データ活用の原則の提唱	行政における データ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール }	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	プラットフォームとしての行政 が持つべき機能
	連携基盤 (ツール)	トラストの枠組み整備 トラストの要素(意思表示の証明、 発行元証明、存在証明)を整理	デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映
	データ	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	・ トラスト基盤の構築 (認定スキームの創設) 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 ・ トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等)
	利活用環境	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	・データ連携に必要な 共通ルール の具体化、 ツール開発 ・データ流通の促進と阻害要因の払拭のための規範の整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 ・ 重点的に取り組む分野 (防災、健康・医療・介護、教育等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 ・ データ取引市場のコンセプト の提示
インフラ		引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	・ ベース・レジストリの指定 (法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等) ・ ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 ・ データマネジメントの強化/オープンデータの推進
		デジタルインフラ	・通信インフラ(Beyond 5G)(2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース(富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備
		人材・組織	・データ戦略に必要な人物像、CDO(Chief Data Officer)の設置
		セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
		国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける DFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】



目次

1. **トラストサービスの概要**
2. **我が国のトラストサービスの状況**
3. **トラストサービスのあるべき姿**
4. **トラストサービスの国際相互連携**
5. **まとめ**

3. トラストサービスのあるべき姿

● 最終報告の内容

1. 基本的な考え方

- ① 電子署名法や公的個人認証法など個別の制度構築がなされているが、データ社会全体を支える包括的なトラスト基盤が必要
- ② 意思表示証明、発行元証明、存在証明等のトラストサービスに共通する水平横断的な一般原則と共通要件の整理と、認定スキームの創設が必要
- ③ その際、国際的な同等性などを配慮した国際相互承認を念頭に置いた検討が必要

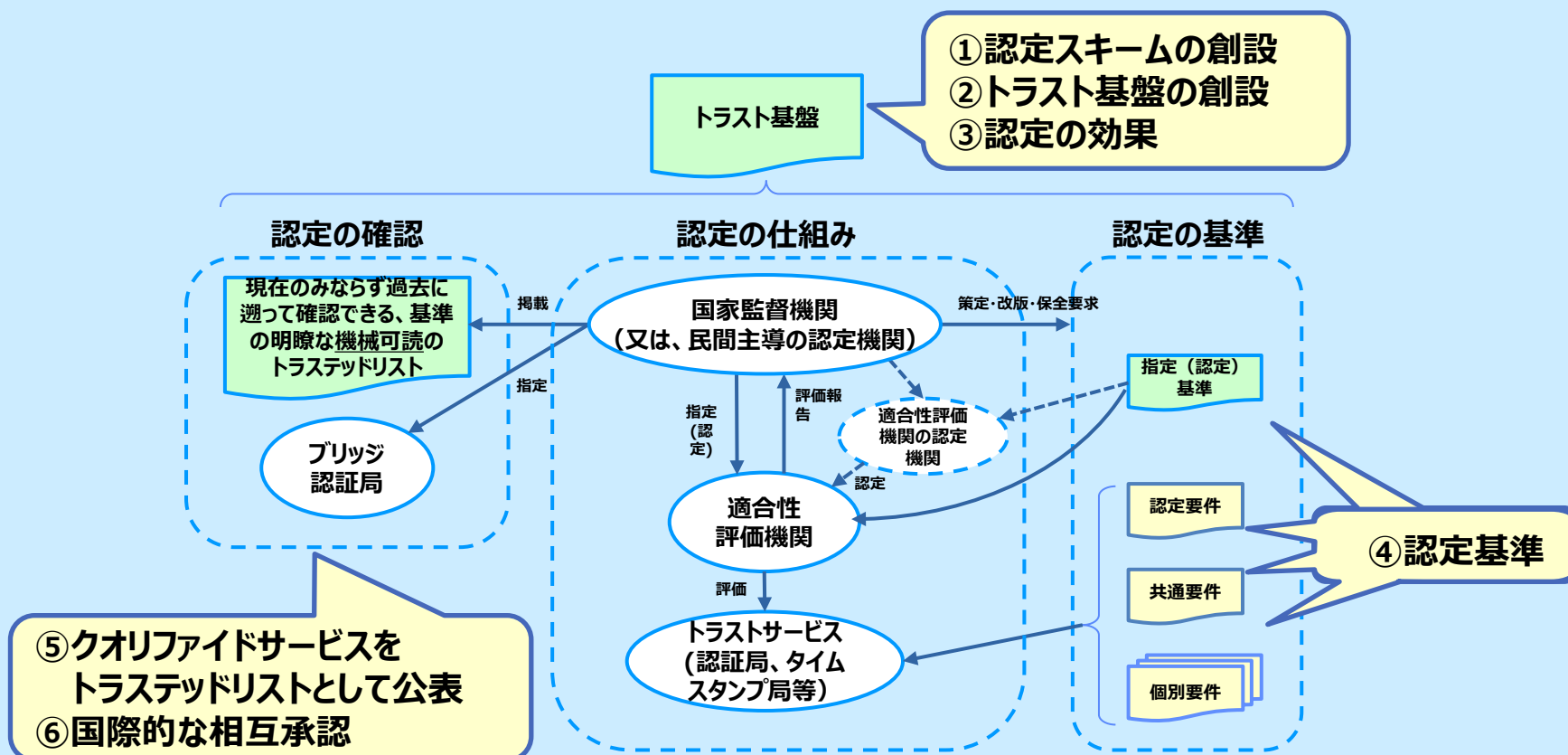
2. 主な論点

- ① 認定スキームの創設
- ② トラスト基盤の創設
- ③ 認定の効果
- ④ 認定基準
- ⑤ クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表
- ⑥ 国際的な相互承認

3. トラストサービスのありべき姿

- トラストの枠組み(フレームワーク)を検討
- 論点として、①から⑥を検討

トラストの枠組み（フレームワーク）



3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点① 認定スキームの創設

国（又は、民間主導の認定機関）による認定スキームを創設すべきであり、そのために以下の事項を明確にする必要がある。

1. 一定の要件を満たす特定サービスをクオリファイドサービスとして認定する。
2. 認定を含む監督の主体と適合性評価の主体を分離する。
3. トラストサービスの安全性違反等の通知・公表をする。
4. クオリファイドサービスにおけるインシデント発生時における当該クオリファイドサービス事業者からの報告徴収等をする。
5. クオリファイドサービスの廃業時に関する計画の承認を検討する。
6. クオリファイドサービスの一覧（トラステッドリスト）を提供する。
 - (1) 機械可読な形式で記載する。
 - (2) 過去にさかのぼって有効性を確認できるようにする。
 - (3) 廃業時の鍵の危殆化の有無等の影響の大きな事項について記載できるようにする。
7. 国・地方公共団体等によるトラストサービスの取り扱いを検討する。

3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点② トラスト基盤の創設

トラストサービスに関する定義、国家監督機関（又は、民間主導の認定機関）、適合性評価機関、認定基準の考え方等を明確にすべきである。

1. トラストサービスに関する定義をすべきである。

- (1) トラストサービスの定義（一般論）
- (2) クオリファイドサービスの定義（一般論）
- (3) 各種トラストサービス及びそれに係るデータ及び措置の定義
（例：時刻認証業務及びタイムスタンプ）
- (4) 各種トラストサービス及びそれに係るデータ及び措置の、特定・クオリファイドの定義

2. 国家監督機関（又は、民間主導の認定機関）の役割を明確にすべきである。

- (1) トラストサービスに関する監督権限を有し、クオリファイドサービスの認定及び認定した旨の公表
- (2) トラストサービス事業者に対する適合性評価機関の要件を定め、その要件を満たした機関を指定（認定）
- (3) 公的個人認証サービス、商業登記に基づく電子認証制度、GPKI、LGPKI等の扱いを明確化

3. 適合性評価機関の役割を明確にすべきである。

- (1) 特定サービス、クオリファイドサービスを含めたトラストサービス全般の適合性評価を行う。

4. 認定基準の考え方を明確にすべきである。

- (1) トラスト基盤の中で規格等の位置づけを明確にすべきである。
- (2) トラスト基盤は技術中立的に記載し、適宜、規格を参照するという考え方を明確にすべきである。
 - ① 運用・管理等の要件の詳細や、技術要件は、別途規格にて記載する。
 - ② トラストサービスに係る技術基準は、利用・運用に係る安全・利便性に係るものであり、変化の速度が大きいため、専門家による策定が必要である。
 - ③ 規格の策定・改定等についての、国家監督機関（又は、民間主導の認定機関）から規格等の策定機関への要求に関する手続きの明確化が必要である。

3. トラストサービスのあるべき姿

● トラスト基盤のイメージ

- 1. トラストサービスに共通な事項
- 2. 各トラストサービスに関する個別事項
- 3. 認定要件、技術的要件は規格等に委ね、参照



3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点③ 認定の効果

社会全体のデジタル化を強力に推し進めるため、トラストサービスを認定することにより、データの信頼性を担保し、その流通を振興するべきである。

・ 通用性

(1) 電子文書を広く利用するため、例えば以下の事項を明確にすることが期待される。

- ① 法令上の交付・保存・提出等における有効性（許容性）
- ② 民民間の取引における有効性（電子的だという理由で効力を否定することはできない）

(2) トラストサービスの認定の仕組みを活用することにより、以下の効果が期待される。

- ① 法令上の交付・保存・提出等における電子署名、タイムスタンプ及び発行元証明その他の有効性（許容性）を明確にすることによる電子化の推進
- ② 民民間の取引の重要性に応じたトラストサービスのレベル設定による安全性や信頼性の確保

※ トラストサービスの利用は任意

※ 上記の効果を実現するため、官民間の公的手続きにおける許容性や民民間の書類やデータの流通性等のニーズを広く調査し、これらニーズを踏まえた認定スキームの設計が必要である。

・ 民事訴訟における効力

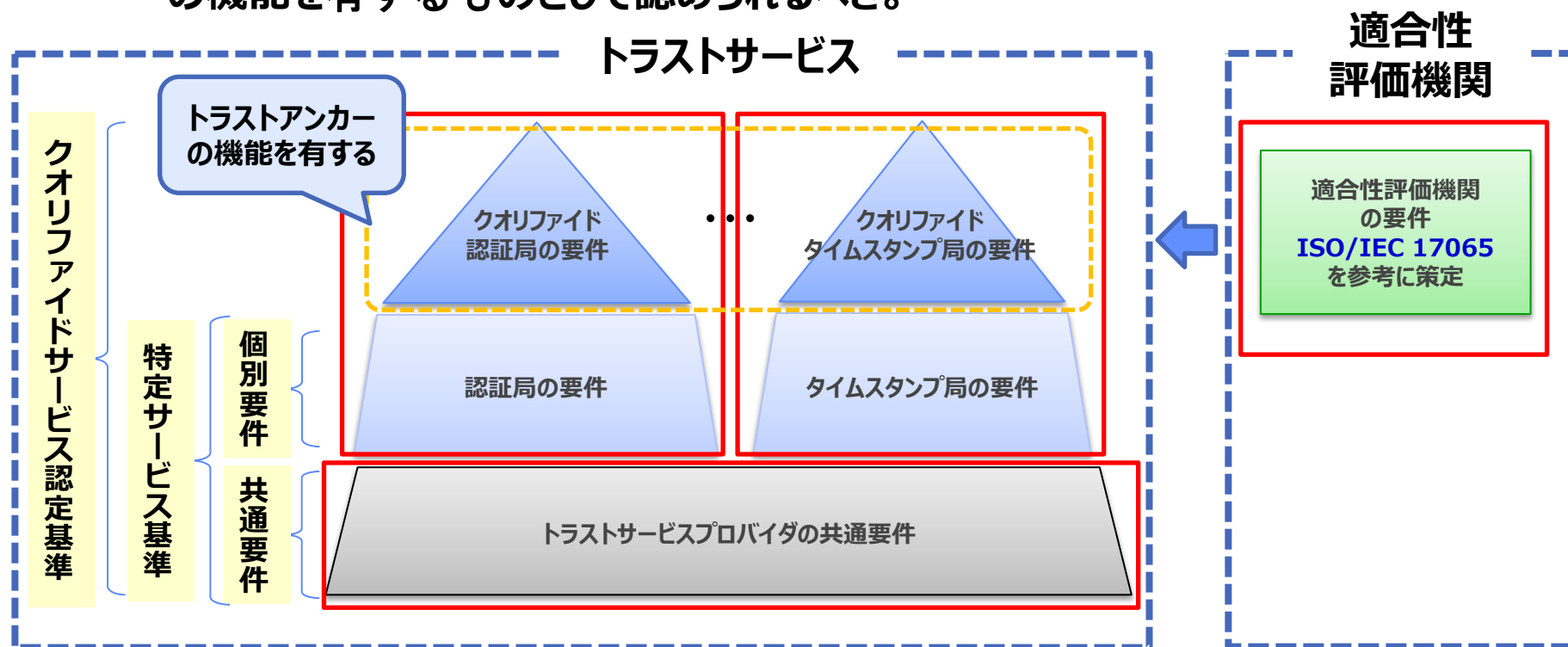
(1) トラストサービスに係るデータ等（電子署名、タイムスタンプ等）の民事訴訟における（推定の）効力を明確にすることが期待される。

※ 電子文書等に関する判例がないことから、裁判でその効果が認められる蓋然性が見積れない状況である。

3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点④ 認定基準

1. トラストサービスに関する技術標準は共通要件と個別要件、クオリファイドサービスの要件を体系化したものを作成すべき。
2. 適合性評価機関の要件を定める国際的な整合性を持った基準を定めるべき。
3. クオリファイドサービスの要件を満たし認定を受けたトラストサービスは、トラストアンカーの機能を有するものとして認められるべき。



3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点⑤ クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表

- 国内の利用者が相互に適格性を確認できるように、認定を受けたクオリファイドサービスを公表することが必要である。そのためには以下の点に留意が必要である。
 1. クオリファイドサービスを利用する者の間では、相互に相手が利用するサービスの適格性が確認できる仕組みを検討すべきである。
 2. 利用者の利便性の観点からは認定を受けたクオリファイドサービスは、機械可読の形態で開示する、又は相互接続することを検討すべきである。
 3. 認証局以外のトラストサービスや廃業したトラストサービスを扱うことを検討すべきである。
 4. クオリファイドサービスを確認する仕組みは以下が考えられるが、上記2、3よりトラステッドリストで公開する方法を検討すべきである。

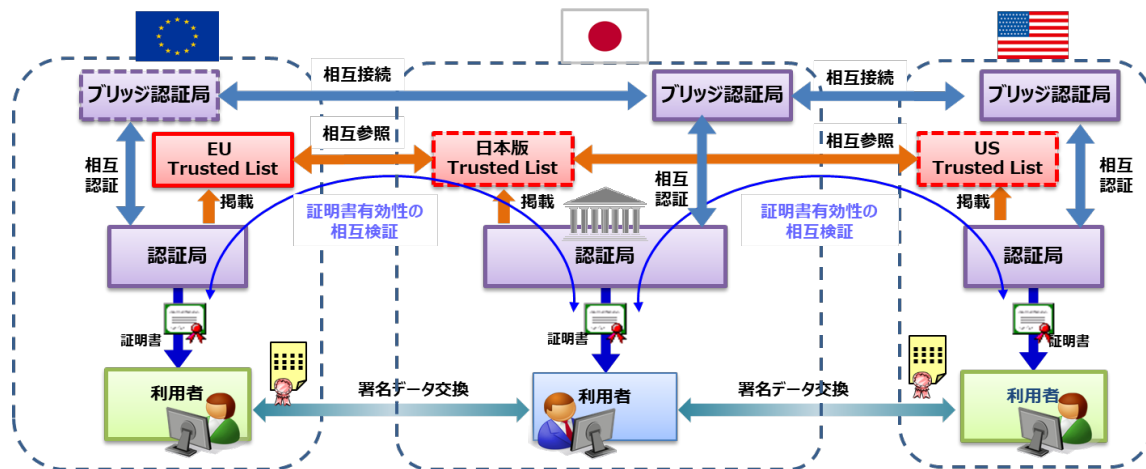
方 式		対象となる認証局等	一意に 特定	可読性		廃業TSP の検証	日本での 制度運用	課題
				人	機械			
ブリッジ	ブリッジ認証局と相互認証	GPKI、認定認証局 (署名法認定)	○	×	○	×	○	官側の検証は問題ないが、検証に必要な情報が民間開放されていない。
リスト	官報にCA認証局のハッシュ値を公開	認定認証局 (署名法認定)	○	△	×	×	○	実際の確認が困難
	ホームページでサービス名を公開	認定認証局 (署名法認定) タイムスタンプ (デ協認定)	×	○	×	×	○	実際の検証時に本物の証明書が不明
	ブラウザーにルート証明書を登録 (Common CA Data Base:CCADB)	Webサーバー証明書を発行する パブリック認証局 (WebTrust監査、ETSI監査)	○	○	○	×	○	民間団体 (CAブラウザーフォーラム) による運用であり制度安定性が課題
	アドビ製品に登録 (AATL)	ドキュメント署名用の パブリック認証局 (WebTrust監査、ETSI監査)	○	△	○	×	○	民間企業による自社製品での運用。 PDF署名に限定
	トラステッドリストで公開 (EU Trusted List)	EUのトラストサービス事業者 (CABの適合性監査)	○	○	○	○	×	認証局だけでなくタイムスタンプ局等も取り扱 い可能。EU域内で相互運用されている が国際的な相互運用はトライアル中

3. トラストサービスのあるべき姿

● 論点⑥ 国際的な相互承認

- 国際間の利用者が相互に適格性を確認できるように、以下の項目の同等性などを検討し、相違点を補完することが必要である。

	項目	論点	国際相互承認のために必要な施策
1	法制度	論点① トラスト基盤の創設 論点② 国(又は、民間機関)による認定フレームワークの創設 論点③ 認定の効果	・トラストサービスの認定に係るフレームワークの同等性 ・国(又は、民間機関)による認定フレームワークの確立 ・トラストサービスの効果の同等性
2	監督・適合性評価	論点④-4 適合性評価機関の適合性	・適合性評価機関の要件の同等性 ・指導・監督の仕組みの確立
3	技術標準	論点④-1 トラストサービスプロバイダの共通要件 論点④-2 認証局の要件 論点④-3 タイムスタンプ局の要件	・技術標準の作成・維持の体制の整備 ・技術標準の同等性に関する検討
4	トラストアンカー間の接続の仕組み	論点⑤ クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表	・トラステッドリスト方式とブリッジ方式の併用



目次

1. トラストサービスの概要
2. 我が国のトラストサービスの状況
3. トラストサービスのあるべき姿
4. トラストサービスの国際相互連携
5. まとめ

4. トラストサービスの国際相互連携

●Data Free Flow with **Trust**

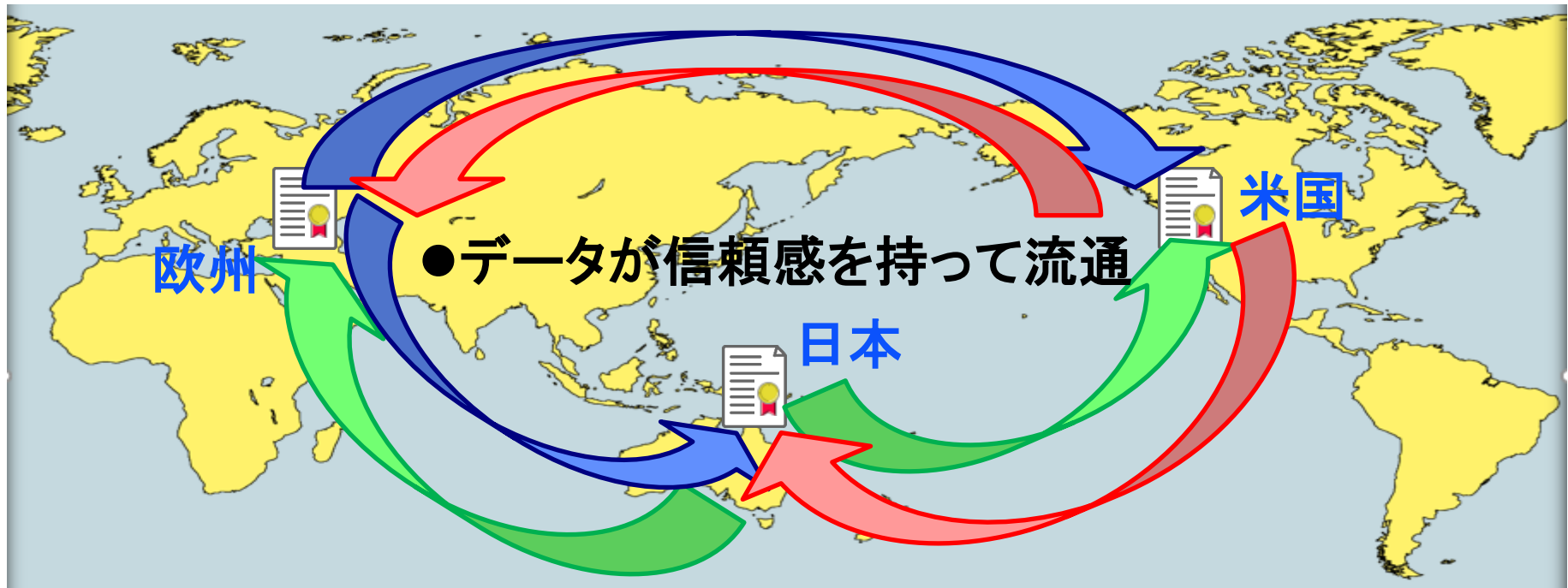
「自由と信頼」のルールに基づくデータ流通圏と国際相互連携

- Japan-EU Digital Trade

日EU経済連携協定: 2019年2月1日 発効

- Japan-US Digital Trade

日米デジタル貿易協定: 2019年12月13日 公布及び告示



4. トラストサービスの国際相互連携

● Japan-EU Digital Trade

- 25th EU-Japan Summit 17 July – Tokyo
A landmark moment for trade and cooperation



- E-commerce chapter of the EPAFTA agreement

Definitions

(a) "electronic authentication" means the process or act of verifying the identity of a party to an electronic communication or transaction or ensuring the integrity of an electronic communication;

And

(b) "electronic signature" means data in electronic form which are attached to or logically associated with other electronic data and fulfil the following requirements:

- (i) that it is used by a person to confirm that the electronic data to which it relates have been created or signed, in accordance with each Party's laws and regulations, by that person; and
- (ii) that it confirms that information in the electronic data has not been altered.

4. トラストサービスの国際相互連携

● Japan-US Digital Trade

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING DIGITAL TRADE

Japan and the United States of America ("the Parties") have agreed as follows:

Article 1 Definitions

For the purposes of this Agreement:

- (a) "algorithm" means a defined sequence of steps, taken to solve a problem or obtain a result;
- (b) "computing facilities" means computer servers and storage devices for processing or storing information for commercial use;
- (c) "covered enterprise" means, with respect to a Party, an enterprise in its territory, owned or controlled, directly or indirectly, by an investor of the other Party, in existence as of the date of entry into force of this Agreement or established, acquired, or expanded thereafter;
- (d) "covered financial service supplier" means:
 - (i) a financial institution of the other Party; or
 - (ii) a financial service supplier of the other Party, other than a financial institution of the other Party, that is subject to regulation, supervision, and licensing, authorization, or registration by a financial regulatory authority of the Party;
- (e) "covered person" means:
 - (i) covered enterprise; or
 - (ii) person of the other Party;
- (f) "customs duty" includes any duty or charge of any kind imposed on or in connection with the importation of a good, and any surtax or surcharge imposed in connection with such importation, but does not include any:

- 1 -

- (i) charge equivalent to an internal tax imposed consistently with paragraph 2 of Article III of the GATT 1994;
- (ii) fee or other charge in connection with the importation commensurate with the cost of services rendered; or
- (iii) antidumping or countervailing duty;
- (g) "digital product" means a computer program, text, video, image, sound recording, or other product that is digitally encoded, produced for commercial sale or distribution, and that can be transmitted electronically;¹
- (h) "electronic authentication" means the process or act of verifying the identity of a party to an electronic communication or transaction and ensuring the integrity of an electronic communication;
- (i) "electronic signature" means data in electronic form that is in, affixed to, or logically associated with an electronic document or message and that may be used to identify the signatory in relation to the electronic document or message and indicate the signatory's approval of the information contained in the electronic document or message;²
- (j) "electronic transmission" or "transmitted electronically" means a transmission made using any electromagnetic means;
- (k) "enterprise" means any entity constituted or otherwise organized under applicable law, whether or not for profit, and whether privately or governmentally owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, or similar organization;
- (l) "enterprise of the other Party" means an enterprise which is constituted or otherwise organized under the law of the other Party and is engaged in substantive business operations in the territory of the other Party;
- (m) "existing" means in effect on the date of entry into force of this Agreement;
- (n) "financial institution" means a financial intermediary or other enterprise that is authorized to do business and is regulated or supervised as a financial institution under the law of the Party in whose territory it is located;

¹ A digital product does not include a digitized representation of a financial instrument, including money.

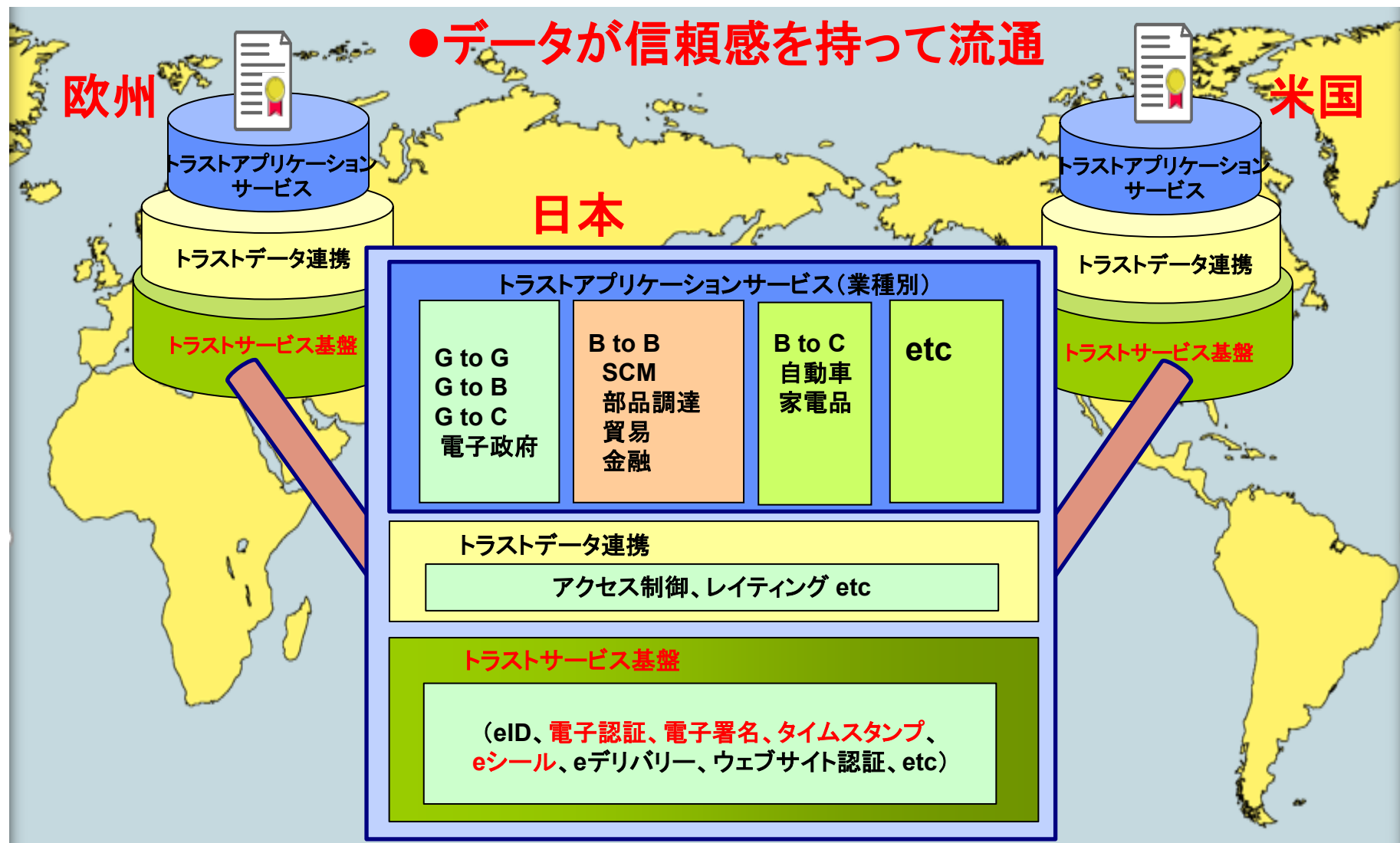
² For Japan, an electronic signature shall fulfill the requirement that such data can confirm that the information in the electronic document or message has not been altered.

- 2 -

4. トラストサービスの国際相互連携

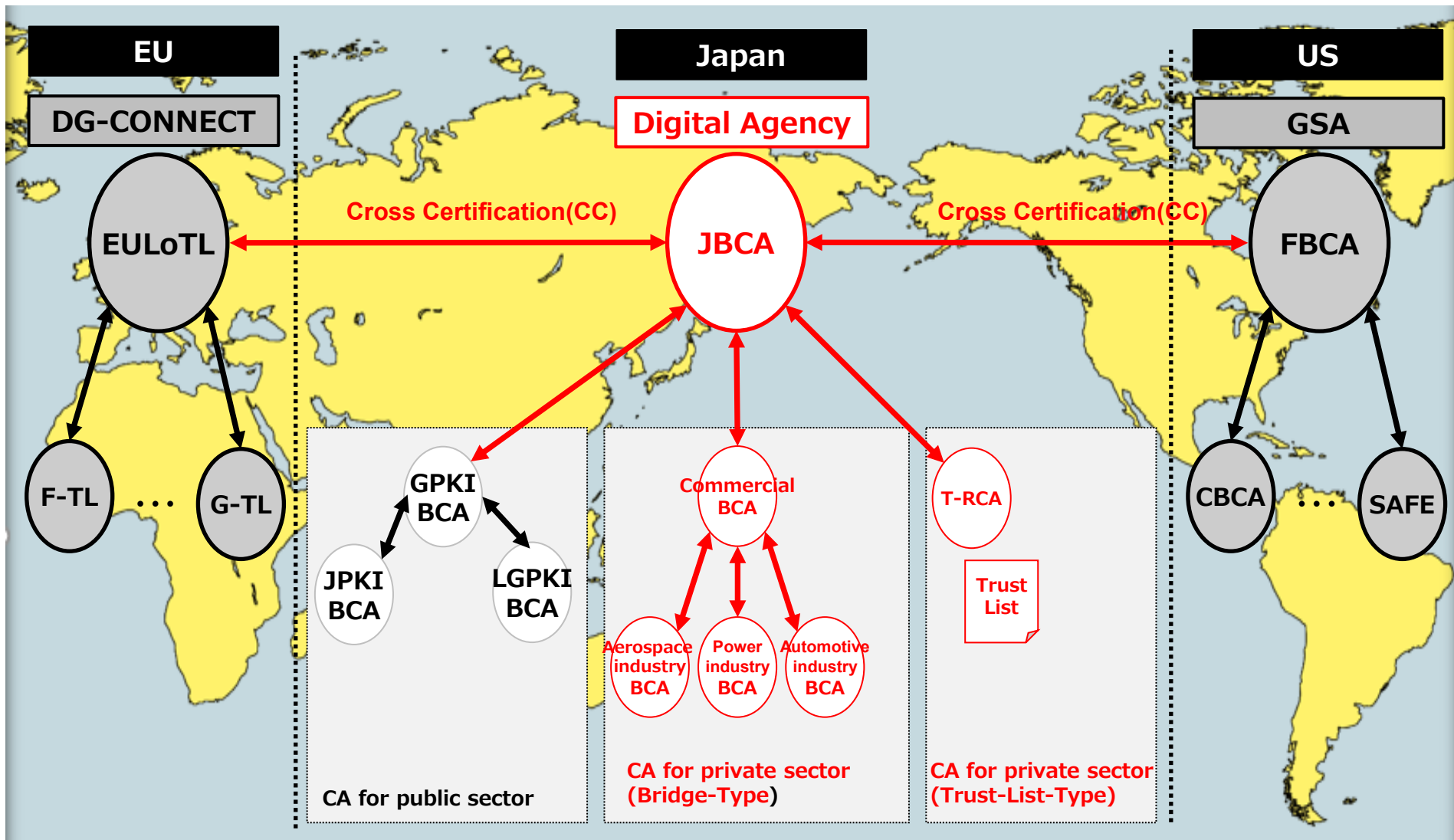
●「自由と信頼」のルールに基くデータ流通圏と国際相互連携

●データが信頼感を持って流通



4. トラストサービスの国際相互連携

●国際相互連携によるトラストサービス基盤の構成



目次

1. トラストサービスの概要
2. 我が国のトラストサービスの状況
3. トラストサービスのあるべき姿
4. トラストサービスの国際相互連携
5. まとめ

5. まとめ

1. 基本的な考え方

- ① 電子署名法や公的個人認証法など個別の制度構築がなされているが、データ社会全体を支える包括的なトラスト基盤が必要
- ② 意思表示の証明、発行元証明、存在証明等のトラストサービスに共通する水平横断的な一般原則と共通要件の整理と、認定スキームの創設が必要
- ③ その際、国際的な同等性などを配慮した国際相互承認を念頭に置いた検討が必要

2. 主な論点のポイント

- ① 認定スキームの創設
 - ・意思表示の証明、発行元証明、存在証明等に関するトラストサービスについて、適合性評価機関が一定の基準に基づき評価し、クオリファイドサービスとして認定するスキームを創設
 - ・適合性評価機関は、国又は民間主導の認定機関が認定
- ② トラスト基盤の創設
 - ・国又は民間主導の認定機関及び適合性評価機関の役割の明確化及びトラストサービス事業者に対する認定・監督等の一般原則と共通要件を検討
- ③ 認定の効果
 - ・クオリファイドサービスの認定の効果、特定サービスの効果、官民間の公的手続きにおける許容性や民民間の書類やデータの流通性等のニーズを把握した上で検討
- ④ 認定基準
 - ・トラストサービスの共通要件・個別要件、特定サービスの基準、クオリファイドサービスの認定基準を体系化することが必要（設備基準、技術基準、運用基準等）
 - ・適合性評価機関の指定（認定）基準について、国際的な動向を踏まえることが必要
- ⑤ クオリファイドサービスをトラステッドリストとして公表
 - ・認定を受けたクオリファイドサービスを、トラストアンカー機能を有するものとして機械可読な形で公表し、利用者が自動的に検証できるようにすることが必要
- ⑥ 国際的な相互承認
 - ・国際的な相互承認を得るためには、技術基準の整合性や監督・適合性評価のレベル、国内制度の整合性を確認することが必要